



長野県訓令第16号

本庁内部部局
現 地 機 関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成27年9月1日から施行します。

平成27年8月31日

長野県知事 阿 部 守 一

本則の1の表の3の項中 「 総務部 人事課 企画幹 課長補佐 」 を 「 総務部 人事課 課長補佐 」 に、

「 同 職員課 課長補佐 」 を 「 同 同 同 同 同 同 同 職員課 課長補佐 」 に改め、同表の6の項中

「

総務部	人事課	企画幹	総務部人事課行政監察員
同	同	課長補佐	総務部人事課職員相談員
同	同	総務係長	
同	同	人事係長	
同	同	給与係長	
同	同	担当係長	

」 を 「

総務部	人事課	課長補佐	総務部コンプライアンス推進室行政監察員
同	同	総務係長	総務部コンプライアンス推進室職員相談員
同	同	人事係長	
同	同	給与係長	
同	同	担当係長	
同	同	課長補佐	
同	同	課長補佐	
同	同	担当係長	

」 に、

「

総務部人事課職員相談員

」 を 「

総務部コンプライアンス推進室職員相談員

」 に改め、同表の14の項中 「

総務部人事課職員相談員

」 を 「

総務部コンプライアンス推進室職員相談員

」 に改める。

人 事 課

長野県訓令第17号

本庁内部部局
現 地 機 関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成27年9月1日から施行します。

平成27年8月31日

長野県知事 阿 部 守 一

別表第3の1の総務部の項中

「 人事課 」 を 「 人 」 に改める。

「 人事課 人事課コンプライアンス推進室 」 を 「 人 人コ 」 に改める。

別表第4の庶務・人事・給与・サービス・福利厚生・諸給付等の項中「異動」に関する文書（人事課）の次に「及び人事課コンプライアンス推進室」を加え、「サービスに関する文書（人事課）を「サービスに関する文書（人事課コンプライアンス推進室）」に改め、同表の財務の項中「管財課」を「財産活用課」に改める。

情報公開・法務課